

一般貸切旅客自動車運送事業の 事業計画変更認可申請書
 (貸切バス) 事業計画変更届出書

施行規則第66条第1項の届出書

関東運輸局長 運輸支局長	殿 殿	申請年月日	令和 年 月 日
		事業者番号	
フリガナ			
申請者名			
申請者住所			
代表者名			
連絡担当者		電話番号	
メールアドレス			

変更又は届出内容(項目)		
①主たる事務所 ②氏名・名称又は住所 ③営業区域 ④営業所の位置 ⑤休憩・仮眠施設 ⑥自動車車庫 ⑦営業所ごとに配置する事業用自動車の数 ⑧車種別の車両数 ⑨営業所の名称 ⑩事業廃止 ⑪事業休止 ⑫事業休止再開 ⑬役員 ⑭定款 ⑮譲渡譲受終了 ⑯合併終了 ⑰分割終了		
変更項目	新	旧
・ 事由発生年月日 平成・令和 年 月 日		
・ 増車(減車)実施予定日 令和 年 月 日		
・ 変更理由(事業廃止、事業休止の際のみ記入)		

【増減車届出用】

1. 営業所ごとに配置する事業用自動車の数（①または②のいずれかに記入）

①従前の車種区分を適用する場合（3車種）

（単位：両）

営業所名	新				旧			
	大型車	中型車	小型車	計	大型車	中型車	小型車	計
合計								

②新たな車種区分を適用する場合（4車種）

（単位：両）

営業所名	新					旧				
	大型車	中型車	小型車	コンピューター車	計	大型車	中型車	小型車	コンピューター車	計
合計										

2. 増減車両の明細

増車・減車の別	所属営業所	初度登録年月	型式又は登録番号	車台番号	旅客席数（人）	車両全長（cm）

3. 車庫の必要面積【概算】（増車の際のみ記入）

車種	1両当り必要収容能力	車両数	必要面積計
大型	38 m ²		m ²
中型	29 m ²		m ²
小型	23 m ²		m ²
コンピューター車	16 m ²		m ²
合計			m ²

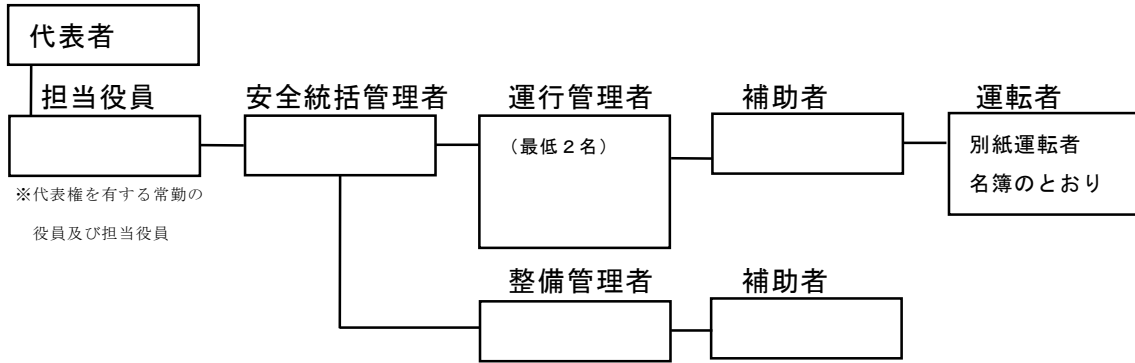
注）車庫の面積に余裕がない場合は、車両配置の平面図を添付して下さい。

※ 添付書類一覧

変更番号	添付書類
③④⑦	<p>事業用自動車の運行管理体制を記載した書面《様式1》</p> <ul style="list-style-type: none"> イ. 管理運営体制組織図及び安全統括管理者、運行管理者並びに整備管理者の資格要件「管理者手帳・資格者証・在職証明書・履歴書・就任承諾書等（写）」 ロ. 運転者予定名簿「免許証（写）・就任承諾書等」 <p>※営業所の廃止、位置変更の場合は添付不要</p> <p>※⑦については営業所ごとに配置する車両数が増加する場合に《様式1》のみを添付</p> <p>※営業区域の拡大に係る申請（営業所新設を伴うもの）の場合、上記に加えて以下の書類を添付</p> <p>所要資金及び事業開始に要する資金の内訳 別紙1</p> <ul style="list-style-type: none"> イ. 車両費・土地費・建物費・機械器具及び什器備品費の明細 別紙2 ロ. 計画する事業用自動車の使用権原を証する書面 <ul style="list-style-type: none"> ・自己所有……………電子化されていない自動車検査証にあっては自動車検査証（写）又は電子化された自動車検査証にあっては自動車検査証記録事項（以下「車検証（写）等」という。） ・購入……………車検証（写）等、売買契約書（写）又は売渡承諾書（写）等 ・リース……………車検証（写）等、リース契約書（写）等 <p>※事業用自動車の使用権原を証する書面それぞれに番号を記載すること</p> <p>ハ. 運転資金・保険料・その他創業費等の明細 別紙3</p> <p>自己資金の確保を裏付ける書面</p> <ul style="list-style-type: none"> ・臨時総会議事録・増資計画表・出資金引受証・預金残高証明書（原本）等 <p>安全投資計画及び事業収支見積書（新・旧）</p> <p>※平成29年3月31日までに事業許可を受けた者であって、初回更新の許可を受けていない者については、安全投資計画及び事業収支見積書の添付は不要</p>
④⑤⑥	<p>案内図（各施設間の距離がわかるもの）</p> <p>見取図、平面（求積）図</p> <p>施設の使用権原を証する書面 （自己所有の場合は不動産登記簿謄本（写）等、借入の場合は賃貸借契約書等（写））</p> <p>建築基準法、都市計画法、農地法等関係法令に抵触しない旨の宣誓書《様式2》</p>
③④⑥	<p>審査基準に抵触しない旨の宣誓書《様式3》</p>
⑥	<p>車庫前面道路の道路幅員証明書（前面道路が国道の場合は不要）</p>
⑦	<p>※減車の場合は不要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成17年国土交通省告示第503号（平成25年国土交通省告示第1071号改正）で定める基準に適合する任意保険又は共済に加入することを証する書面（契約申込書（写）、見積書（写）） ・当該自動車の点検整備記録簿（写） <p>※新車新規登録を受ける自動車以外の場合に添付</p> <p>※増車予定日（認可申請の場合は申請日をいう。以下同じ。）から3か月以内に実施した3か月点検の点検整備記録簿及び増車予定日から12か月以内に実施した12か月点検の点検整備記録簿（写）を添付。ただし、増車予定日から3か月以内に実施した12か月点検の点検記録整備簿（写）がある場合、当該12か月点検の点検整備記録簿（写）のみを添付）</p>
⑩⑪⑫⑮⑯⑰	<p>事業用自動車の一覧表又は車検証（写）等（電子化されていない自動車検査証にあっては自動車検査証（写）又は電子化された自動車検査証にあっては自動車検査証記録事項）</p>
⑬	<p>新任役員がいる場合、道路運送法第7条の欠格事由に該当しない旨の宣誓書《様式4》</p>
⑮⑯⑰	<p>任意保険証書（写）、事業用施設等の写真、点検整備記録簿（写）（使用する事業用自動車が中古車（新車新規登録を受ける自動車以外の自動車をいう。）である場合に限る。）、健康保険／厚生年金保険新規適用届出（写）、労働保険／保険関係成立届出（写）、労働契約の内容を確認した書面（写）、または雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）（写）</p>
⑯⑰	<p>登記簿謄本</p>

・このほか、必要に応じ、その他の添付書類を提出していただくことがあります。

1. 指揮命令系統図



2. 安全管理規程の有無 有 無

3. 運行管理規程の有無 有 無

4. 点呼実施体制

点呼担当者 (氏名) _____ 点呼実施場所 _____

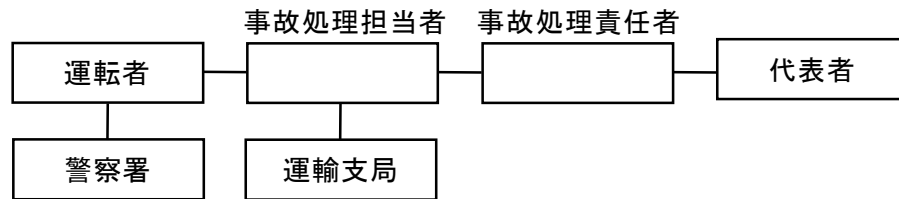
点呼実施方法 _____ 営業所と車庫の連絡方法 _____

5. 事故防止についての教育指導体制

教育担当者 (氏名) _____

教育指導内容 道路運送法、道路交通法、道路運送車両法、労働基準法、平成13年12月3日付け国土交通省告示第1676号その他関係法令等

6. 事故処理連絡体制



7. 運行管理者(補助者)・整備管理者(補助者)選任予定者名簿

氏名	役職	資格要件

8. 苦情処理体制

苦情処理責任者 (氏名) _____

苦情処理担当者 (氏名) _____

関東運輸局長
運輸支局長 殿

宣 誓 書

道路運送法に基づく本申請にかかわる事業用施設については、建築基準法、都市計画法及び消防法並びに農地法等関係法令に抵触しないことを宣誓します。

令和 年 月 日

住 所
氏名又は名称
代 表 者

関東運輸局長
運輸支局長 殿

宣 誓 書

平成12年1月6日付けの関東運輸局長公示「一般貸切旅客自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等の審査基準について」の3.（2）①～⑦に抵触しておりません。

また、申請日前2年間において、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく営業の停止命令、認定の取消し及び営業の廃止命令の処分を受けておりません。

上記に相違ないことを宣誓します。

令和 年 月 日

住 所
氏名又は名称
代 表 者 名

関東運輸局長
運輸支局長 殿

宣 誓 書

平成12年1月6日付けの関東運輸局長公示「一般貸切旅客自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等の審査基準について」の3.（2）①～⑦に抵触しておりません。

また、同審査基準の3.（2）①～③に定める期間において、私が業務を執行する常勤の役員として在任していた、又は在任している自動車運送事業を営む法人「」が、道路運送法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により輸送施設の使用停止以上の処分及び使用制限（禁止）の処分を受けておらず、申請日前2年間に於いて、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく営業の停止命令、認定の取消し及び営業の廃止命令の処分を受けておりません。

上記に相違ないことを宣誓します。

令和 年 月 日

住 所
氏 名

住 所
氏 名

住 所
氏 名

《様式4》

令和 年 月 日

関東運輸局長 殿

宣 誓 書

道路運送法第7条（欠格事由）各号に該当していないことを宣誓します。

氏 名
住 所

令和 年 月 日

関東運輸局長 殿

住 所

氏名又は名称

代 表 者 名

(連 絡 先)

電 話 番 号 :

メールアドレス :

一 般 貸 切 旅 客 自 動 車 運 送 事 業 の 運 輸 開 始 届

この度、平成・令和 年 月 日付、関自旅一第 号で許可となった一般貸切旅客自動車運送事業は、下記のとおり運輸を開始しましたので、道路運送法施行規則第66条の規定によりお届けいたします。

記

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

住 所

氏名又は名称

代 表 者 名

2. 届出事由の発生した年月日

令和 年 月 日

3. その他必要事項

- ① 電子化されていない自動車検査証にあっては自動車検査証（写）又は電子化された自動車検査証にあっては自動車検査証記録事項
- ② 任意保険証書（写）
- ③ 事業用施設等の写真
- ④ 点検整備記録簿（写）
（使用する事業用自動車が中古車（新車新規登録を受ける自動車以外の自動車をいう。）である場合に限る。）
- ⑤ （健康保険・厚生年金保険）新規適用届出（写）
労働保険／保険関係成立届出（写）
- ⑥ 労働契約の内容を確認した書面（写）、または
雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）（写）
- ⑦ 営業所に常時設置するパソコンのメールアドレスを記載した書面
（当該届出書へメールアドレスを記載した場合は不要。）